

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 都市創造部 まちデザイン課、道路河川課
- 2 監査実施日 令和4年10月25日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和3年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、都市創造部長ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は、適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する指摘事項以外の予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び前回指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

<指摘事項>

◇まちデザイン課

1. 工事請負契約の相手方の選定において同種の契約が複数あり、予定価格が50万円以下となっており、かつ、当該複数の契約の相手方が同一であるものが複数あり、分割発注の疑いがある。緊急性があり入札に付すことができない

いということであれば、その理由を明確にして随意契約にすべきであるが、この場合にも基本的には複数者からの見積徴取が必要である。特命随契に該当するということであれば、その理由を客観的に示して事務を進めることが必要であり、制度を潜脱するため分割発注が許容される理由にはならない。

契約の事務手続きは、法規性が強く求められるものであり、市の事務執行の公平性や透明性にも疑義を生じさせるものであることから改善を強く求める。

2. 当初、公の施設として町家ハウス Ryusuke を設置した趣旨と現状とに齟齬が生じていることから整理の上、現状に制度を合わせるのか、当初説明に対応した適正な運用を図るのか明確にされたい。なお、当初の趣旨のとおりで進めるということであれば、次に挙げた事項が条例の規定とは合わない不適正な運用である。なお、町家ハウス Ryusuke を公立小松大学の学生専用としたいのであれば、当該施設を普通財産として公立小松大学に貸し付ける等実情に合った管理とすることも可能である。

- (1) 町家ハウス Ryusuke 条例の利用対象者は、「学生と市民の学び及び交流の場並びにまちづくり活動に関する情報交換の場を提供することにより、地域の活性化及び協働による市政の推進に資する」ためという設置目的(条例第1条)に合致する大学、学生、市民など広い範囲の者であるが、公立小松大学の学生以外の利用を一律に制限していた。条例の趣旨に従い公立小松大学の学生以外の者も利用できるよう運用を改める必要がある。
- (2) 町家ハウス Ryusuke の使用料は、町家ハウス Ryusuke 条例で規定されているが、利用に対し、所定の使用料を徴収せず、光熱水費相当額を公立小松大学に納入させていた。使用料の減免についても条例上の規定はあるが、使用料の減免が行われていなかった。
- (3) 町家ハウス Ryusuke の管理は、管理委託契約により株賑わいセンターに管理を行わせており、利用料金の収納業務についても株賑わいセンターに業務を委託している。他方、(2)で示したように利用者である公立小松大学からは利用料金を収受しておらず、実質的には、町家ハウス Ryusuke を公立小松大学に専用させていることから、使用許可についても実際事務が行われていたか判然としない。

◇道路河川課

契約事務において、法令の規定に反すると認められるものが複数あり、その中

には前回監査で指摘されたものも含まれている。契約の事務手続きは、合规性が強く求められるものであり、市の事務執行の公平性や透明性にも疑義を生じさせるものであることから改善を強く求める。

- (1) 予定価格が40万円を超える賃貸借契約は、自所属で見積合わせにより契約の相手方を選定していたが、本来管財課で入札により契約の相手方を選定する必要がある。
- (2) 消耗品費の発注において、数量45、金額470,250円を自所属で契約していた。1個当たりの金額が10万円を超えないものでも、年度の発注が相当数になるものについては単価契約物品として管財課による入札、まとめて発注のときは予定価格が全体の金額となることから管財課で入札により契約の相手方を選定すべきものである。
- (3) 工事請負契約の相手方の選定において同種の契約が複数あり、予定価格が50万円以下となっており、なお当該複数の契約の相手方が同一であることから分割発注の疑いがある。

9 監査の結果に添える意見

〈まちデザイン課〉

1. 令和6年春に北陸新幹線小松駅が開業予定であり、現在市の都市再生整備計画（小松中央地区）を策定し、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用して高架下や駅周辺の整備が進められている。

その一つである観光交流センターは、交付金交付の条件として当該施設に付帯して地元物産を紹介・即売するスペースの設置は認められるものの、その収益が維持・管理費程度であり、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は支援の対象外とされており、収益の上がる施設として運用することは困難ということである。また、指定管理者として市の出資団体である（株）賑わいセンターが指定管理者として管理にあたる予定となっている。

まちづくりにあたっては、市は適切なゾーニングを行い、それぞれの都市機能の発現のために道路、河川、広場、公の施設といった公共インフラ・公共施設を整備するほか、民間事業者の行う様々なまちづくりの活動を支援し、官民連携の下、協働してまちづくりの活動にあたる必要があるとあり、とりわけ、交流人口の拡大による経済波及効果という今回の新幹線開業に伴う効果の増進のためには、できるだけ民間事業者の活用が求められる。今後まちづくり事業の実施にあたっては、民間提案事業制度や公募型プロポーザル事業の実施も含め、民間事業者の知見やノウハウ、創意工夫を取り入れるとともに、運営にあたっては民間事業者の参画を広く求め、事業を進められたい。

2. 工事請負契約（予定価格 10 万円超 130 万円以下）のうち、予定価格が 50 万円を超えるものは、見積合わせの実施を契約担当課である管財課が行うほか、小松市建設工事標準契約約款に準拠し工事工程表その他の文書の提出を求めることとされている。

予定価格が 50 万円を超えるかどうかで手続きを分けるという現行の基準は、少なくとも 30 年以上にわたり変更されておらず、近年の物価の高騰という状況の変化や事務の効率化といった観点から、手続きを分ける基準の金額を上方に改正するよう検討されたい。

〈道路河川課〉

1. 既存の認定外道路(農道を除く。)の修繕や改良工事については、市が自ら実施するもののほか、道路の幅員が 2.5 メートル以上あるものを対象とした町道整備事業（補助金）や町道整備事業（補助金）の対象とならないものを対象とした町内会施設整備補助金（セルフビルド方式）といった、地元町内会等の団体（以下「地元」という。）が主体となり施工するという手法が用いられている。この場合、施工による認定外道路（農道を除く。）の増価分は、原則として土地所有者である市に帰属することから、実質的には地元がその経費を一部負担し市が施工したことと変わらない。他方、市道については市自ら修繕や改良工事を施工することとなるが、地元が工事を希望する場合に地元負担の制度がなく、限られた予算の中で要望がありながら修繕・改良工事が進まないということもありうる。地元が経費の一部を任意に負担することで、結果として道路の整備が進むこと自体は評価できることから、市道についても地元の一部負担をもって修繕や改良工事が可能となるような仕組みを構築されるよう検討されたい。

2. 市道とは市長が市道の認定（道路法第 8 条）をした道路をいう、とされ、その構造基準等については、小松市道路構造基準等を定める条例に定めがある。他方、開発道路、既存道路及び位置指定道路等で市に帰属等したもののうち、その構造基準等が同条例に定める基準に適合するものであっても、必ずしも市道に認定されていない。これは、市道については道路管理者として財産管理のほか、機能管理の権限と義務を有するものの、認定外道路（市が所有する市道以外の道路をいう。）については、財産管理の権限と義務を有するものの、機能管理については地元の義務である、という誤解に起因しているものと考えられる。この点につき例えば、認定外道路の一つの類型である法定外公共物（里道）については、平成 12 年 4 月 1 日施行の地方分権一括法による

国からの譲与前においては財産管理を機関委任事務として都道府県知事が、機能管理を市長村長が担うものとされていたが、同法施行後は市町村の自治事務として財産管理・機能管理とも行うこととされており（法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて(平成 11 年 7 月 16 日大蔵省理財局長通知)）、一貫して機能管理の役割を市が担うこととされており、開発道路、既存道路及び位置指定道路等で市に帰属等したものについても市に管理権限がない、とする根拠がない。認定外道路についても機能管理の義務を市が担うことを前提としつつ、市への帰属や寄附受納の際に地元と管理協定を締結する等により、大雪や大雨等の災害発生時に、主要道路は市が対応し、生活道路は地元が対応するといった仕組みを確立されるよう検討されたい。なお、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第 7 条は、除雪等の事業を道路法第 61 条の受益者負担金徴収の対象としていることから、除雪等の実施の地域差による不公平感がある場合には、必要に応じ主要道路の除雪について費用徴収を検討されたい。

3. 現在の事務分掌が市道については道路河川課、法定外公共物については管財課の所管となっている。道路に関する市民の要望を一元化する観点や、修繕や改良工事等については道路河川課が実際には事務事業を実施している（町道整備事業や簡易な工事の実施等）から、法定外公共物の少なくとも機能管理については、道路河川課で所管できないか検討されたい。